

○那珂市社会福祉法人等による利用者負担の軽減制度実施要綱

平成27年11月30日

告示第139号

改正 平成27年12月28日告示第161号

社会福祉法人等による利用者負担の軽減制度実施要綱（平成18年那珂市告示第57号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）に規定する介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人等が、低所得で生計が困難であると認められる者及び生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者（以下「生活保護受給者」という。）に対し利用者負担を軽減することにより、低所得利用者の生活の安定と、介護保険制度の円滑な実施に資することを目的とする。

（法人の申出）

第2条 この要綱による軽減制度を実施する社会福祉法人等は、社会福祉法人等による利用者負担の軽減制度実施申出書（様式第1号）を市長及び当該事業所の所在する都道府県の知事に提出しなければならない。

（対象サービス等）

第3条 対象となるサービスは、前条の届出を行った社会福祉法人等が行うサービスのうち、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 法第8条第2項に規定する訪問介護
- (2) 法第8条第7項に規定する通所介護
- (3) 法第8条第9項に規定する短期入所生活介護
- (4) 法第8条第15項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- (5) 法第8条第16項に規定する夜間対応型訪問介護
- (6) 法第8条第17項に規定する認知症対応型通所介護
- (7) 法第8条第18項に規定する小規模多機能型居宅介護
- (8) 法第8条第21項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- (9) 法第8条第22項及び施行規則第17条の12に規定する看護小規模多機能型居宅介護
- (10) 法第8条第26項に規定する介護福祉施設サービス
- (11) 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号。以下「整備法」という。）附則第11条又は第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた整備法第5条の規定（整備法附則第1条第3号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号。以下「旧法」という。）第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護
- (12) 旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護
- (13) 法第8条の2第7項に規定する介護予防短期入所生活介護

【届出_根拠規範】 08_茨城県那珂市_1_7

- (14) 法第8条の2第13項に規定する介護予防認知症対応型通所介護
- (15) 法第8条の2第14項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護

2 対象となる利用者負担は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 法第41条第4項に規定する指定居宅サービスに要する費用に係る利用者負担
- (2) 法第42条の2第2項に規定する指定地域密着型サービスに要する費用に係る利用者負担
- (3) 法第48条第2項及び介護保険法施行法（平成9年法律第124号。以下「施行法」という。）第13条第3項に規定する指定施設サービスに要する費用に係る利用者負担
- (4) 法第53条第2項第2号及び旧法第53条第2項第1号に規定する指定介護予防サービスに要する費用に係る利用者負担
- (5) 法第54条の2第2項に規定する指定地域密着型介護予防サービスに要する費用に係る利用者負担
- (6) 法第51条の3第1項に規定する特定入所者介護サービス及び法第61条の3に規定する特定介護予防サービス（以下「特定入所者介護（予防）サービス」という。）に該当する、食費及び居住費又は滞在費に係る利用者負担（対象者）

第4条 軽減の対象者は、法第27条第1項の要介護認定を受けた者又は法第32条第1項の要支援認定を受けた者（以下「要介護認定者等」という。）で、当該年度において市町村民税非課税世帯（4月から7月までにおいては前年度）であって、次の各号の要件の全てを満たす者のうち、その者の収入、世帯の状況、利用者負担等を総合的に勘案し、生計が困難な者として市長が認める者及び生活保護受給者とする。ただし、施行法第13条第3項に規定する旧措置入所者であって同項に規定する厚生労働大臣が定める利用者負担割合が5%以下の者については、ユニット型個室の居住費に係る利用者負担を除いて、当該軽減の対象としない。

- (1) 年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること。
- (2) 預貯金等の額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること。
- (3) 日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと。
- (4) 負担能力のある親族等に扶養されていないこと。
- (5) 介護保険料を滞納していないこと。

（軽減内容）

第5条 第2条に規定する届出を行った社会福祉法人等が実施する利用者負担軽減（以下「利用者負担軽減」という。）の程度は、次の各号のとおりとする。

- (1) 生活保護受給者 個室の居住費又は滞在費に係る利用者負担額の全額
- (2) 平成25年8月1日、平成26年4月1日又は平成27年4月1日施行の生活扶助基準等の改正に伴い生活保護が廃止された者で、廃止時点において

【届出_根拠規範】 08_茨城県那珂市_1_7

本事業に基づく軽減又は特定入所者介護（予防）サービス費の支給により居住費又は滞在費の利用者負担がなかった者のうち、引き続き前条の対象者に該当するもの（以下「特例措置対象者」という。） 居住費又は滞在費の利用者負担の全額及びそれ以外は4分の1

(3) 特例措置対象者で、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「国民年金法等改正法」という。）附則第32条第1項の規定により、なお従前の例によるものとされた国民年金法等改正法第1条の規定による改正前の国民年金法に基づく老齢福祉年金の受給権を有している対象者（以下「老齢福祉年金受給者」という。） 居住費又は滞在費の利用者負担の全額及びそれ以外は2分の1

(4) 前3号に該当しない老齢福祉年金受給者 2分の1

(5) その他の対象者 4分の1

(確認申請)

第6条 第4条に規定する確認を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、社会福祉法人等による利用者負担の軽減対象確認申請書（様式第2号）に次に掲げる必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、生活保護受給者については、添付書類を省略することができる。

(1) 収入等申告書（様式第3号）

(2) 預貯金を証明する書類

(確認決定)

第7条 市長は、前条の申請を受けたときは、申請者が第4条に規定する軽減対象者に該当するか否かについて、該当する場合はその軽減の程度についても審査を行い、その結果を社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認決定通知書（様式第4号。以下「決定通知書」という。）により、申請者に通知しなければならない。

2 市長は、前項の通知を行う場合において、軽減対象者として確認された者については、決定通知書と併せて社会福祉法人等利用者負担軽減確認証（様式第5号。以下「確認証」という。）を交付するものとする。

(軽減適用の日)

第8条 利用者負担の軽減は、第6条の申請のあった日の属する月の初日から適用する。

(確認証の有効期限)

第9条 確認証の有効期限は、前条の軽減の適用後、最初に到来する7月31日までとする。

(認定の更新)

第10条 確認証の交付を受けた者（以下「認定者」という。）がその有効期間満了後も引き続き利用者負担の軽減を受けようとするときは、有効期間の満了日までに市長に申請をしなければならない。この場合において、更新の手続は第6条の規定を準用する。

(確認証の再交付)

第11条 認定者は、確認証を汚損し、又は滅失したときは、社会福祉法人等利用

者負担軽減確認証再交付申請書（様式第6号）を市長に提出し、確認証の再交付を受けなければならない。

（届出等）

第12条 確認証の交付を受けた者が、要介護認定者等でなくなった場合、被保険者の資格を喪失した場合又は第4条に規定する軽減対象者でなくなった場合は、速やかに市長に届け出るとともに、確認証を返還しなければならない。

2 市長は、確認証の交付を受けた者に次に掲げる事由が発生したときは、確認証を返還させることができる。

（1） 確認証を他人に譲渡し、又は貸与したとき。

（2） 虚偽の届出を行う等不正な行為があったとき。

（確認証の提示）

第13条 軽減対象者は、対象サービスを利用する場合、あらかじめ当該サービスを提供する社会福祉法人等に確認証を提示するものとする。

（利用者負担）

第14条 軽減対象者は、対象サービスの提供を行う社会福祉法人等に対し、確認証に記載されたところにより、軽減された利用者負担額を支払うものとする。

（不正利得による返還）

第15条 偽りその他不正の行為によって本要綱に基づく対象サービスに係る利用者負担の軽減を受けた者がいるときは、市長は、社会福祉法人等と協議の上、当該軽減を受けた者から軽減額の全部又は一部を対象サービスの提供を行った社会福祉法人等に返還するよう求めるものとする。

（法人等に対する補助）

第16条 市長は、社会福祉法人等が前条までの規定に基づき軽減対象者に対象サービスに係る利用者負担の軽減を行った場合、次条及び那珂市補助金等交付規則（平成13年那珂町規則第19号）に定めるところにより社会福祉法人等に対して補助金を交付する。

2 平成27年度においては、自らの財政状況を踏まえて自主的に事業実施が可能である旨を申し出た社会福祉法人等については、前項に規定する補助を受けることなく本事業を実施することができるものとする。この場合の実施方法は、前条までの取り扱いと同様とする。

（補助金交付額）

第17条 補助額の算定については、社会福祉法人等が軽減制度事業を行う事業所を単位とし、市が補助する額は、当市を保険者とする利用者の利用者負担額を社会福祉法人等が軽減した総額のうち、当該社会福祉法人等が本来受領すべき対象サービスに係る当市を保険者とする全ての利用者負担収入の1パーセントを超えた部分について、その2分の1の範囲内とする。ただし、地域密着型介護老人福祉施設及び指定介護老人福祉施設に係る利用者負担を軽減する社会福祉法人等については、10パーセントを超えた部分について全額を補助する。

（帳簿の備付け）

第18条 補助事業者は、当該補助事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした

帳簿を備え、かつ、収入及び支出について証拠書類を整理し、当該補助事業が完了した年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(他制度との調整等)

第19条 対象者は、那珂市障害者ホームヘルプサービス利用者に対する利用者負担額軽減措置事業実施要綱（平成27年那珂市告示第138号）に基づく利用者負担額の軽減の対象となる者である場合は、同要綱による軽減の適用を行った後、本事業に基づく利用者負担軽減を行うものとする。

2 法第51条第1項に規定する高額介護サービス費及び法第61条第1項に規定する高額介護予防サービス費（以下「高額介護サービス費等」という。）については、本事業に基づく利用者負担軽減の適用を行った後、高額介護サービス費等の支給を行う。ただし、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、指定地域密着型介護老人福祉施設及び指定介護老人福祉施設を利用する利用者負担第2段階の者については、本事業に基づく利用者負担軽減の対象としない。

3 法第51条の2第1項に規定する高額医療合算介護サービス費及び法第61条の2第1項に規定する高額医療合算介護予防サービス費（以下「高額医療合算介護サービス費等」という。）との適用関係については、本事業に基づく利用者負担軽減の適用を行った後、高額医療合算介護サービス費等の支給を行う。

(補則)

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の那珂市社会福祉法人等による利用者負担の軽減制度実施要綱の規定は、平成27年4月1日から適用する。

附 則（平成27年告示第161号）

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

社会福祉法人等による利用者負担の軽減制度実施申出書

年 月 日

様

法人名
代表者氏名

㊤

社会福祉法人等による利用者負担軽減措置を下記のとおり実施するので、申し出ます。

記

届 出 者	フリガナ 名 称				
	主たる事務 所の所在地	(郵便番号 ー)			
	連 絡 先	電 話 番 号		F A X 番 号	
	法人の種別			法 人 の 所 管 庁	
	代表者の職			フリガナ 氏 名	
	代 表 者 の 住 所	(郵便番号 ー)			
軽 減 制 度 実 施 事 業 所	実施事業の 種 類	事業者番号	事業所の名称	所 在 地	軽減開始日

様式第2号(第6条関係)

社会福祉法人等による利用者負担の軽減対象確認申請書

フリガナ				個人番号	
被保険者氏名				被保険者番号	
				生年月日	
				性別	
住所		〒			
		電話番号			
		氏名	続柄	生年月日	性別
世帯構成	世帯主				
	世帯員				
世帯の年間収入(非課税収入や仕送りも含む。)					円
預貯金、有価証券等の総額(通帳の写し等を添付)					円
居住用の土地及び家屋その他日常生活に必要な資産以外の資産の所有状況(該当するものに○)				所有している・所有していない	
扶養状況(該当するものに○)				扶養されている・扶養されていない	
介護保険料の納付状況				滞納あり・滞納なし	
<p>那珂市長 様</p> <p>上記のとおり社会福祉法人等による利用者負担の軽減対象確認申請をします。</p> <p>また、利用者負担額の軽減のために必要がある場合は、私の世帯員及び扶養者の市町村民税に関する課税状況等について、調査することに同意します。</p> <p>年 月 日</p> <p>申請者 住所 氏名 ④ 電話番号</p>					

市記入欄

認定	交付年月日	年	月	日
	適用期間:	年	月	日から 年 月 日まで
却下	却下理由:			
備考				
決裁	課長	課長補佐	グループ長	グループ員

【届出_根拠規範】08_茨城県那珂市_1_7

様式第3号(第6条関係)

年 月 日

収 入 等 申 告 書

住 所

氏 名

㊟

年中の申請者の世帯の総収入について、次のとおり申請します。

1 年金収入		
氏名	年金の種類	円
氏名	年金の種類	円
2 就労収入(給与や事業等で得た収入額)		
氏名	仕事内容	円
氏名	仕事内容	円
3 その他の収入(上記1・2以外の収入額)		
氏名	内容	円
4 仕送り等		円
収入金額合計		円

5 預貯金等の額(金融機関名及び預貯金額を記入のこと)		
氏名:	金融機関名:	円
氏名:	金融機関名:	円
氏名:	金融機関名:	円
有価証券・債券等	種類:	円

6 資産の状況		
土地(居住用以外)	所在地:	種類
家屋(居住用以外)	所在地:	種類

7 扶養状況等			
健康保険の加入先名		被扶養の有無	有・無
市町村民税の被扶養の有無	有・無		
扶養者	住所 氏名 (続柄)	住民税の課税の有無	有・無

※ 虚偽の申告をして不正に軽減を受けた場合、かかる費用を返還していただくことがあります。

様式第4号(第7条関係)

第 号
年 月 日

様

那珂市長



社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認決定通知書
(社会福祉法人等による利用者負担の軽減制度)

先に申請のありました社会福祉法人等による利用者負担の軽減申請について、次のとおり決定したので通知します。

被保険者番号	被保険者氏名	
--------	-------	--------	--

決定年月日	年 月 日	決定内容	
-------	-------	------	--

決 定 事 項	適用年月日	年 月 日
	有効期限	年 月 日
	確認番号 (承認内容)	
	不承認理由	

【届出_根拠規範】 08_茨城県那珂市_1_7

様式第5号（第7条関係）

<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 0 auto; width: fit-content;"> 社会福祉法人等利用者負担軽減確認証 （社会福祉法人等による利用者負担の軽減制度） </div>				
交付年月日		年	月	日
確認番号				
受 給 者	住 所			
	フリガナ			
	氏 名			
	生年月日		性別	
介護保険被保険者番号				
適用年月日		年	月	日 から
有効期限		年	月	日 まで
軽減割合				
発行機関名及び印				

【届出_根拠規範】08_茨城県那珂市_1_7

様式第1号 (第2条関係)

様式第2号 (第6条関係)

様式第3号 (第6条関係)

様式第4号 (第7条関係)

様式第5号 (第7条関係)

様式第6号 (第11条関係)